

福岡市暴力団事務所撤去運動支援事業補助金交付要綱

（通則）

第1条 この要綱は、暴力団事務所撤去運動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、暴力団排除に取り組む市民等が実施する暴力団事務所撤去のための活動について、第7条に規定する経費を補助することにより、暴力団排除活動の推進及び暴力団事務所撤去の早期実現を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

2 この要綱において「暴力団事務所」とは、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第5号に規定する暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

（補助対象者）

第4条 この補助金の交付の申請をすることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 福岡市内で暴力団事務所撤去の活動を行う団体であること
- (2) 5人以上で構成される団体であり、かつ規約等を有し、経理・資金等の管理能力を有している団体
- (3) 営利、宗教の普及、政治上の主義推進等を目的としない団体

（暴力団の排除）

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の各号のいずれにも該当する事業とする

- (1) 福岡市内で暴力団事務所撤去の活動をする事業であること
- (2) 活動に当たり、市等の関係機関からの補助金等を受けていない事業であること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象外とする。

- (1) 営利、宗教の普及、政治上の主義推進等を目的とした事業
- (2) 法令、条例等に違反する事業

(補助対象経費)

第7条 この補助金の対象となる経費は、次のとおりとする

- (1) 訴訟提起前の弁護士への相談費
- (2) 住民集会の資料作成費
- (3) 住民集会等の弁護士等への報償費
- (4) 監視用施設借上料
- (5) 監視用施設に係る土地借上料、電気工事費
- (6) 非常通報装置設置賃借料
- (7) 緊急通報位置通報機能付電話賃借料
- (8) 備品賃借料
- (9) 垂れ幕、看板、旗、タスキ、ハチマキ、チラシ作成費
- (10) 会場借上料、通信費、講師報償費、バス借上料
- (11) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象となる経費の総額の範囲内において、1件当たり100万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第9条 補助事業の実施期間は、交付決定日から交付決定した年度の3月31日までとし、この期間内に補助事業を実施し、完了しなければならない。

(事前協議)

第10条 補助対象団体は、あらかじめ暴力団事務所撤去運動支援事業補助金事前協議申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要（規約、役員名簿、活動状況など）がわかる資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の内示)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、警察等との関係機関と協議のうえ、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに暴力団事務所撤去運動支援事業補助金交付内示書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

（補助金の交付申請）

第12条 補助対象団体は、交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 暴力団事務所撤去運動支援事業計画書（様式第4号）
- （2） 暴力団事務所撤去運動支援事業収支予算書（様式第5号）
- （3） 経費の内訳に関する書類（見積書等）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第13条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を申請書類に基づいて審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第6号）により補助対象団体に通知する。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

（交付決定前着手の届出）

第13条の2 補助対象団体が前条の規定により交付決定の通知を受ける前（第12条の規定により交付申請を行う前を含む。）に補助事業に着手するときは、補助金交付決定前着手届（様式第6号の2）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（補助金の概算払）

第14条 補助金の交付決定通知を受けた団体（以下「交付団体」という）は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払いするものとする。

（補助事業の内容の変更）

第15条 交付団体は、補助事業の内容の変更を行う場合は、あらかじめ市長と協議の上、補助金変更交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更交付決定を行い、補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により申請者に通知する。

（中止又は廃止の承認）

第16条 交付団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、暴力団事務所撤去運動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（補助事業遅延等の報告）

第17条 交付団体は、補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに暴力団事務所撤去運動支援事業遅延等報告書（様式第

11号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第18条 交付団体は、市長から事業の実施に関して市長が必要と認める事項について報告を求められた場合は、暴力団事務所撤去運動支援事業実施状況報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第19条 交付団体は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、暴力団事務所撤去運動支援事業実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 暴力団事務所撤去運動支援事業結果報告書(様式第13号の2)

(2) 暴力団事務所撤去運動支援事業収支精算書(様式第5号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 交付団体は、前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(額の確定)

第20条 市長は、前条の規定に基づく実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第14号)により交付団体に通知するものとする。

2 前項の補助金の額が確定した後、交付団体は速やかに精算払請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第21条 市長は、第15条又は第16条の規定により補助金の交付決定を変更した場合若しくは前条の補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第22条 交付団体は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときにはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなくてはならない。

(効果の検証)

第23条 交付団体は、市長から交付決定された補助対象事業について、説明若しくは資料の提出を求められたときは、その有する情報を提供しなければならない。

(財産の処分の制限)

第24条 補助事業により取得した財産は、交付規則第22条の規定に基づき処分を制限され、制限する期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和4

0 年大蔵省令第 15 号) 別表 1 を準用する。

(雑則)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(様式第 1 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金事前協議申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所
団体名

フリガナ
代表者職・氏名

生年月日

電話番号

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり協議を申請します。

記

1 施設の所在地及び名称

2 関係書類

- (1) 団体の概要（規約、役員名簿、活動状況など）がわかる資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は、補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

(様式第 2 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金交付内示書

年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって申請のあった暴力団事務所撤去運動支援事業補助金事前協議について、下記のとおり内示します。

記

1 施設の所在地及び名称

(様式第 3 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所
団体名
フリガナ
代表者職・氏名
生年月日
電話番号

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 施設の所在及び名称	
2 補助対象経費	円
3 補助交付申請額	円
4 事業完了予定年月日	年 月 日

※ 添付書類

- (1) 暴力団事務所撤去運動支援事業計画書 (様式第 4 号)
- (2) 暴力団事務所撤去運動支援事業収支予算書 (様式第 5 号)
- (3) 経費の内訳に関する書類 (見積書等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(様式第 4 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業計画書

1 現状

2 補助事業の具体的内容（実施時期、実施方法など）

3 実施体制

4 実施効果（期待される成果・効果など）

(様式第 5 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業収支（予算・精算）書

科 目	金 額	備 考
1 収入の部		
収入合計（A）		
2 支出の部		
支出合計（B）		
収支差額（A）－（B）		

※ 予算書として作成する場合は、経費の内訳に関する書類（見積書等）を添付してください。

※ 精算書として作成する場合は、支出した内容がわかる書類（領収書等）を添付してください。

(様式第 6 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付け (申請団体名) 暴力団事務所撤去運動支援事業補助金交付申請につきまして、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 施設の所在及び名称	
2 交付決定金額	円

(様式第6号の2)

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名 称

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金交付決定前着手届

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金の補助事業について、別記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 期待できる効果
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

交付決定を受けられなかった場合又は交付決定を受けた補助金の額が交付申請額若しくは交付申請予定額に達しない場合であっても、異議がないこと。

(様式第7号)

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所
団体名

フリガナ
代表者職・氏名

電話番号

年 月 日付 (申請団体名) で交付決定のあった標記補助金の概算
払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額 金 円

2 補助金受領状況

補助金交付決定額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

3 概算払の理由

4 添付書類

- (1) 経費の内訳に関する書類(見積書等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(様式第 8 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名^{フリガナ}

電話番号

年 月 日付 (申請団体名) で交付決定のあった標記補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額等

区 分	変更後	変更前	差引増減等
補助事業に要する経費			
補助金交付申請額			
補助金申請団体名			

2 変更の内容 (交付決定に変更が生じたものについて記載すること。)

3 変更の理由

(様式第 9 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付け (申請団体名) 暴力団事務所撤去運動支援事業補助金変更交付申請につきまして、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定金額	
2 補助金申請団体名	

(様式第 10 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

団体名

代表者職・氏名

電話番号

年 月 日付け（申請団体名）で交付決定のあった標記補助事業の内容を次のとおり中止（廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

(様式第 1 1 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業遅延等報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所
団体名

フリガナ
代表者職・氏名

電話番号

年 月 日付け (申請団体名) で交付決定のあった標記補助事業について、下記のとおり事故があったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業進捗状況
- 2 1 に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

※ 事故の原因等に関する書類を添付してください。

(様式第 1 2 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所
団体名

フリガナ
代表者職・氏名

電話番号

年 月 日付け (申請団体名) で交付決定のあった標記補助事業について、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施状況

(様式第 1 3 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所
団体名

フリガナ
代表者職・氏名

電話番号

年 月 日付け (申請団体名) で交付決定のあった標記補助事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 補助交付額	金 円
2 事業完了年月日	年 月 日

※ 添付書類

- (1) 暴力団事務所撤去運動支援事業結果報告書 (様式第 1 4 号の 2)
- (2) 暴力団事務所撤去運動支援事業収支精算書 (様式第 5 号)
- (3) 経費の内訳に関する書類 (領収書又は請求書の写し)

※請求書の写しによる場合は、補助金の交付を受けた日から起算して 3 0 日以内に領収書の写しを提出するものとする。

- (4) その他市長が必要と認める書類

(様式第13号の2)

暴力団事務所撤去運動支援事業結果報告書

1 事業の実績等

(1) 事業の実施内容

(2) 事業実施による効果や成果

(3) 実施における課題や問題点

2 次年度以降の事業展開（今後の取組など）

※ 事業実施中及び事業完了後の状況（補助対象物品を活用した活動等）がわかる写真や資料を添付

(様式第 1 4 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金確定通知書

年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付け (申請団体名) で実績報告のあった暴力団事務所撤去運動支援事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金の確定額 円

(様式第 15 号)

暴力団事務所撤去運動支援事業補助金精算払請求書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所
団体名

フリガナ
代表者職・氏名

電話番号

年 月 日付け (申請団体名) で補助金の額の確定があった標記補助金の精算払を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

請求額 円

(内訳)	補助金確定額	円
	概算払受領額	円
	精算額 (今回請求額)	円